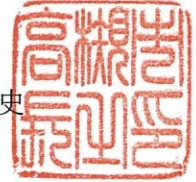


高教セ第772号
平成31年3月22日

ゼネラルユニオン
委員長 テソラット デニス様

高槻市
市長 濱田 剛史



当市が行った次の(1)及び(2)の行為は、大阪府労働委員会において、それぞれ、労働組合法第7条に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

記

- (1) 平成27年3月19日に高槻市立土室小学校及び同阿武山小学校において行われた卒業式について、貴組合員であるブレット・シュロフェル氏及び同マリアンヌ・シーオス氏の出席をそれぞれ認めなかったこと。(労働組合法第7条第1号、第3号及び第4号該当)
- (2) 平成27年3月18日に行われた高槻市議会本会議での答弁において、当市教育委員会教育指導部長が、同月19日に高槻市立土室小学校及び同阿武山小学校において行われる卒業式について、貴組合員であるブレット・シュロフェル氏及び同マリアンヌ・シーオス氏の出席をそれぞれ認めないことに関連して、貴組合が不当労働行為救済の申立てをしたことや貴組合及び組合員らが行ったビラ配布、要請行動等の活動を批判する発言を行ったこと。(労働組合法第7条第3号該当)